

Q6-15.日本における外国税額控除と台湾との関係について教えてください。

日本の居住者は、全ての所得が課税対象となりますので、国外所得が、当該外国の法令に基づき所得税に相当する税金の課税対象とされる場合、二重課税となることから、この国際間の二重課税を調整するために、所得税額から国外での納付税額(限度額あり)を控除することを認める制度が用意されています。これを外国税額控除といいます。

日本と台湾の間に租税条約はありませんが、日本の法令ではたとえ租税条約がない国で生じた税であっても、外国税額控除の適用対象となります。すなわち、台湾源泉所得に対して台湾で納付した税額については、外国税額控除制度により、以下の算式による控除限度額はあるものの、台湾での納税を証明する書類および外国税額控除に関する明細書を税務申告書とともに提出することで、日本で納付すべき税額から控除することができます。

(日本の外国税額控除控除限度額の算式)

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{当該課税年度の所得税額}}{\text{額}} \times \frac{\text{当該課税年度の国外所得}}{\text{当該課税年度の所得総額}}$$

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。